

荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

平成27年12月1日制定
27荒福高第2409号
(副 区 長 決 定)
平成29年3月31日一部改正
平成30年4月 1日一部改正
平成30年9月28日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、荒川区における介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項各号に規定する事業をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 指定第1号事業 荒川区長（以下「区長」という。）が指定する第1号事業を行う者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。
- (4) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。
- (5) 指定第1号訪問事業 区長が指定する第1号訪問事業を行う者の当該指定に係る第1号訪問事業を行う事業所により行われる当該第1号訪問事業をいう。
- (6) 第1号訪問事業訪問介護 第1号訪問事業に該当する訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する訪問介護をいう。）をいう。
- (7) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。
- (8) 指定第1号通所事業 区長が指定する第1号通所事業を行う者の当該指定に係る第1号通所事業を行う事業所により行われる当該第1号通所事業をいう。
- (9) 第1号通所事業通所介護 第1号通所事業に該当する通所介護（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する通所介護をいう。）をいう。
- (10) 出張所 荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に係る出張所の取扱いに関する要綱（平成30年3月30日29荒福高第4060号。以下「出張所取扱要綱」という。）第3条の規定により、指定第1号訪問事業訪問介護事業所（荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱（平成27年9月1日27荒福高第1284号。以下「指定基準要綱」という。）第5条第1項に

規定する指定第1号訪問事業訪問介護事業所をいう。以下同じ。)に含めて指定される出張所又は出張所取扱要綱第6条の規定により指定第1号通所事業通所介護事業所(指定基準要綱第43条第1項に規定する指定第1号通所事業通所介護事業所をいう。以下同じ。)に含めて指定される出張所をいう。

(11) 事業対象者 施行規則第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。

(通則)

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、区長が定める一単位の単価に別表指定介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項に規定する区長が定める一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)の規定を準用する。この場合において、同告示中「訪問介護」とあるのは「第1号訪問事業訪問介護」と、「通所介護」とあるのは「第1号通所事業通所介護」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

指定介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表

1 第1号訪問事業訪問介護費(1月につき)

イ 第1号訪問事業訪問介護費(I) 1, 168単位

ロ 第1号訪問事業訪問介護費(II) 2, 335単位

ハ 第1号訪問事業訪問介護費(III) 3, 704単位

注1 利用者に対して、指定第1号訪問事業訪問介護事業所の訪問介護員等(指定基準要綱第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、指定第1号訪問事業訪問介護(指定基準要綱第4条に規定する指定第1号訪問事業訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、訪問介護員等のうち、施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者(以下「生活援助従事者研修課程修了者」という。)が、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)を行った場合は、算定しない。

イ 第1号訪問事業訪問介護費(I) 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において1週に1回程度の指定第1号訪問事業訪問介護が必要とされた者

ロ 第1号訪問事業訪問介護費(II) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定第1号訪問事業訪問介護が必要とされた者

ハ 第1号訪問事業訪問介護費(III) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数を超える指定第1号訪問事業訪問介護が必要とされた者(要支援2又は特段の事情により一時的な集中利用が必要と判断された事業対象者に限る。)

2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94

号) 第2号の規定に該当するサービス提供責任者(指定基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定第1号訪問事業訪問介護事業所において、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、平成31年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 3 指定第1号訪問事業訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定第1号訪問事業訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定第1号訪問事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 4 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に規定する地域に所在する指定第1号訪問事業訪問介護事業所(当該事業所の出張所が当該地域に所在しない場合は、当該出張所を除く。)又は出張所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、特別地域第1号訪問事業訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第1号の規定に該当する地域に所在し、かつ、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号。以下「旧施設基準」という。)第68号に規定する基準に適合する指定第1号訪問事業訪問介護事業所(当該事業所の出張所が当該地域に所在しない場合は、当該出張所を除く。)又は出張所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、旧施設基準第68号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「第1号訪問事業訪問介護事業所」に読み替えるものとする。
- 6 指定第1号訪問事業訪問介護事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定基準要綱第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)を越えて、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号訪問事業訪問介護費は、算定しない。
- 8 利用者が一の指定第1号訪問事業訪問介護事業所において指定第1号訪問事業訪問介護を受けている間は、当該指定第1号訪問事業訪問介護事業所以外の指定第1号訪問事業訪問介護事業所が指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合に、第1号訪問事業訪問介護費は、算定しない。

ニ 初回加算 200単位

注 指定第1号訪問事業訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画(指定基準要綱第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合又は当該指定

第1号訪問事業訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業訪問介護を行った日の属する月に指定第1号訪問事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、生活援助従事者研修課程修了者が身体介護を行った場合は、算定しない。

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。))第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。注2において同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。注2において同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定第1号訪問事業訪問介護を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。ただし、生活援助従事者研修課程修了者が身体介護を行った場合は、算定しない。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定第1号訪問事業訪問介護を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合又は生活援助従事者研修課程修了者が身体介護を行った場合は、算定しない。

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定第1号訪問事業訪問

介護事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定第1号訪問事業訪問介護事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、生活援助従事者研修課程修了者が身体介護を行った場合においては算定せず、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

2 第1号通所事業通所介護費(1月につき)

イ 第1号通所事業通所介護費

- (1) 事業対象者(週1回程度利用)又は要支援1 1,647単位
- (2) 事業対象者(週2回程度利用)又は要支援2(週2回程度利用) 3,377単位
- (3) 要支援2(週1回程度利用) 1,689単位

注1 指定基準要綱第44条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、指定第1号通所事業通所介護(指定基準要綱第43条に規定する指定第1号通所事業通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、事業対象者においては介護予防サービス計画において必要とされた週における利用回数、要支援者においては要支援状態区分及び介護予防サービス計画において必要とされた週における利用回数に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号の規定の例により、次に掲げる基準(以下「定員超過利用・人員基準欠如」という。)のいずれかに該当する場合は、所定単位数の1000分の70に相当する単位数を算定する。

イ 指定第1号通所事業通所介護の月平均の利用者の数(当該指定第1号通所事業通所介護事業者が指定通所介護事業者(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第99条第1項に規定する指定通所介護事業者

をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(荒川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成25年荒川区条例第6号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定第1号通所事業通所介護、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定第1号通所事業通所介護、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数が、指定基準要綱第49条第1項第4号の規定に基づく運営規程に定められている利用定員を超えること。

- ロ 指定第1号通所事業通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が、指定基準要綱第44条に定める員数に満たないこと。
- 2 指定第1号通所事業通所介護事業所の第1号通所事業従業者(指定基準要綱第44条第1項に規定する第1号通所事業従業者をいう。以下同じ。)が、厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 厚生労働大臣が定める基準第15号の2に規定する基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所(この場合において、同号中「指定通所介護事業所」とあるのは「第1号通所事業通所介護事業所」に読み替えるものとする。)において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別の機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。
- 4 厚生労働大臣が定める基準第18号に規定する基準に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。
- 5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。
- 6 利用者が一の指定第1号通所事業通所介護事業所において指定第1号通所事業通所介護を受けている間は、当該指定第1号通所事業通所介護事業所以外の指定第1号通所事業通所介護事業所が指定第1号通所事業通所介護を行った場合に、第1号通所事業通所介護費は、算定しない。
- 7 指定第1号通所事業通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定第1号通所

事業通所介護事業所と同一建物から当該指定第1号通所事業通所介護事業所に通う者に対し、指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 事業対象者（週1回程度利用）又は要支援1 376単位

ロ 事業対象者（週2回程度利用）又は要支援2（週2回程度利用） 752単位

ハ 要支援2（週1回程度利用） 376単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔（くう）機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定第1号通所事業通所介護事業所の第1号通所事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（指定基準要綱第57条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に

記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の通所介護費等算定方法第15号の基準の例により、定員超過利用・人員基準欠如に該当しない指定第1号通所事業通所介護事業所であること。

ニ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥（えん）下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の通所介護費等算定方法第15号の基準の例により、定員超過利用・人員基準欠如に該当しない指定第1号通所事業通所介護事業所であること。

ホ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 厚生労働大臣が定める基準第19号の2に規定する基準に適合する指定第1号通所事業通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

へ 口腔（くう）機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、口腔（くう）機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔（くう）機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔（くう）清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥（えん）下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔（くう）機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

- ロ 利用者の口腔（くう）機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔（くう）機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔（くう）機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔（くう）機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔（くう）機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの口腔（くう）機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の通所介護費等算定方法第15号の基準の例により、定員超過利用・人員基準欠如に該当しない指定第1号通所事業通所介護事業所であること。
- ト 選択的サービス複数実施加算
- 注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の厚生労働大臣が定める基準第109号に規定する基準（この場合において、同号イ（1）中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハの注、ニの注若しくはホの注」とあるのは「別表2のハの注、ニの注若しくはホの注」と、「都道府県知事」とあるのは「区長」と、同号イ（2）中「指定介護予防通所介護」とあるのは「指定第1号通所事業通所介護」に読み替えるものとする。）に適合しているものとして、区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔（くう）機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔（くう）機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- （1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位
- （2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位
- チ 事業所評価加算 120単位
- 注1 区長が定める基準に適合しているものとして、区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所において、評価対象期間（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第82号に規定する期間をいう。この場合において、同号中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年」とあるのは、「別表2のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た年」と読み替えるものとする。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。
- 2 注1に規定する区長が定める基準は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の厚生労働大臣が定める基準第110号に規定する基準を準用する。この場合において、同号イ中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハの注のホ、ニの注のホ若しくはホの注のホ又は介護予防通所リハビリテーション費のロの注のホ、ハの注のホ

若しくは二の注のホに掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て」とあるのは「定員超過利用・人員基準欠如に該当しないものとして区長に届け出て」と、同号ロからニまで中「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定第1号通所事業通所介護事業所」と、同号ニ(2)中「指定介護予防支援事業者」とあるのは「第1号介護予防支援事業者(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。)」と、「指定介護予防サービス事業者」とあるのは「指定第1号通所事業者(指定基準要綱第2条第9号に規定する指定第1号通所事業者をいう。)」と読み替えるものとする。

リ サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準第23号イ及びロの基準(この場合において、同号イ及びロ中「指定通所介護事業所」とあるのは「指定第1号通所事業通所介護事業所」と、「通所介護費等算定方法第1号イ及びハ」とあるのは「定員超過利用・人員基準欠如」と読み替えるものとする。)に適合しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が利用者に対し指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては介護予防サービス計画において必要とされた週における利用回数、要支援者においては要支援状態区分及び介護予防サービス計画において必要とされた週における利用回数に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

- (一) 事業対象者(週1回程度利用)又は要支援1 72単位
- (二) 事業対象者(週2回程度利用)又は要支援2(週2回程度利用) 144単位
- (三) 要支援2(週1回程度利用) 72単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

- (一) 事業対象者(週1回程度利用)又は要支援1 48単位
- (二) 事業対象者(週2回程度利用)又は要支援2(週2回程度利用) 96単位
- (三) 要支援2(週1回程度利用) 48単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- (一) 事業対象者(週1回程度利用)又は要支援1 24単位
- (二) 事業対象者(週2回程度利用)又は要支援2(週2回程度利用) 48単位
- (三) 要支援2(週1回程度利用) 24単位

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定第1号通所事業通所介護事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定第1号通所事業通所介護事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

附 則 (平成29年3月31日一部改正)
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日一部改正)
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日一部改正)
この要綱は、平成30年10月1日から施行する。